

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和五年六月六日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和四年十二月十九日奈良県指令建第一一〇一〇四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年五月二十九日建第一〇一三一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

北葛城郡河合町大字川合九三〇番、九三一番、九三二番及び九三三番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市阿倍野区三明町二丁目八一四 七〇一号

藤田真弓

一 許可番号

令和四年十二月二十六日奈良県指令建第一一〇一〇一五号

令和五年四月二十六日奈良県指令建第一一〇一〇一五一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年五月三十日建第一〇一三二二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市葛本町二九二番、二九二番二及び二九三番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市葛本町二九二番地

株式会社三弘栄 代表取締役 藤田弘幸